

令和 3 年 度
事業報告書

社会福祉法人 播陽灘

目次

基本理念	3
本部事業計画	4
中長期事業計画	4
【CREDO】行動指針	4
◆いやさか苑に込めた想い	4
基本方針	5
法人理事・評議員・監事	6
評議員選任解任委員会	6
社会福祉事業	6
法人理事会・評議員会 監事会日程	7
行事日程	9
◆職員研修	10
* 全体研修（年間計画）	10
* 実践実習	11
◆ 会議・委員会の趣旨および内容	11
◆ 日常生活活動	13
◆ ボランティア等による支援	13
◆ 年間行事実施・予定	14
特別養護老人ホームいやさか苑	16
介護支援	16
相談支援	17
医 務	18
栄 養	19
総 務	20
防 災	21
令和3年度グループホーム 小規模多機能ホームの活動	22
グループホームいやさか	24
目標	24
小規模多機能ホーム いやさか	27
目標	27
姫路市大的地域包括支援センター	29

基本理念

私たちは、『誠意』、『清潔』、『安全』の心を持って行動し、地域の方々の尊厳を支え『ゆとりと笑顔のある暮らし』を実現するため貢献します。

本部事業計画

施設の適正な運営と更なる事業発展に努める。

※役員・職員の研修を奨励する。※役員会を開催する。※寄付金を公募する。

中長期事業計画

1. 高齢者人口（65歳以上4000万人）のピークを向かえる2040年を見据え、「地域包括ケアシステム」と「地域共生社会」の構築が国より示されている。これからの暮らしは、自助・互助、予防保健、生活支援をキーワードにした働きかけが重要となる。よって、当法人は住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に作る支援のため、姫路市高齢者福祉事業計画及び姫路市介護保険事業計画に沿って、高齢者が住みなれた地域において健康で生き生きと安心して暮らすことのできる地域福祉を目指す。
2. 当法人は姫路市灘地域・大的地域を中心に地域住民の生活支援の有機的な窓口として、介護施設等や医療機関との連携・協働を積極的に進める。地域包括支援センター、グループホーム、小規模多機能ホーム、ショートステイ、特別養護老人ホームの運営を行い、介護予防から看取り介護までの対応について支援できるよう地域福祉の充実を図る。
3. 当法人はユニットケア（個別ケアや臨床的ケア）を基本的なケアの取組みとして、看取り介護や福祉用具を活用したムーブエイドケア、認知症ケアなど高齢者ケアの充実を図る。多様な福祉や介護、医療ニーズを抱えている地域の高齢者や家族に対し多職種が連携・協働して課題解決に取り組む。

【CREDO】行動指針

職員は、判断に迷う、決断を迫られるとき、クレド（行動指針）を照らし合わせて行動します。

◆YES WE CAN! 『私たち』を意識する

私たちはチームワークを信じ、『私』の価値ではなく『私たち』の価値を重視します。

同僚を越えた絆・信頼関係を築き、同士としてお互いに高め合います。自分と異なる考え方や言動を価値あるものとしてまず受け止めます。さまざまな考え方の可能性を信じ、謙虚さを常にもち続けます。

◆WOW! 『要望』に応える

私たちは『どんな気持ちになっていただけるか』を考えて行動します。相手の期待以上のものを提供できるように心がけ、『WOW!』（安心）とさせていただけることを心がけます。一人ひとりの成長なくして全体の成長はありません。今できることだけでなく、未来のありたい姿に目標を立て、次に実現する方法を考えます。

◆ACTION! 『主体的』な行動者である

私たちはできない理由ではなく、どうすればいいのか、どんなことならいいのか考え、自ら実践します。全ては自分の考え方次第、自分の選択の結果だと意識し、主体的に前向きにとらえ報告、連絡、相談し、行動します。

◆いやさか苑に込めた想い

「いやさか：弥栄」とは、平安時代にますます栄える事、繁栄を祈って使われた言葉で、万歳の意味があります。又、この施設が所在する灘地域では灘祭りが有名です。その灘祭りの掛け声「ヨーイヤサ」の語源とも言われています。当施設は、入所された地域の方々が自分らしく生き抜き、毎日を楽しく過ごせるように、「いやさか」と日々心に念じ、支えています。今日この日を後悔しないように、良心に従い、日々是好日の考えで行動します。

基本方針

1. 利用者の尊厳と選択（利用者の視点）

利用者の尊厳を保持するための選択を尊重するとともに、利用者とともに行うアセスメントや計画を作成する。個別ケアや臨床的ケアを行うにあたり、日常生活のための支援、医療との関わりの深化、権利擁護などの情報提供などについて本人・家族らとのかかわり合いを深める。

2. 地域社会との交流と連携（地域公益の視点）

地域との積極的な交流を図り、多様な関係機関、組織、個人との連携・協働（ボランティア活動等）を通して地域サポート特養及び地域包括支援センターとしての活動を深める。

3. 人材の確保・育成に向けての取り組み（研修と成長の視点）

職員のキャリアに見合った採用と職員個々の能力開発・技能習得・接遇マナーを推進するとともに、職員の資格取得や質の向上に対する支援体制をつくる。また、利用者の動きを福祉用具で支援するムーブエイドケアを定着させたり、認知症の対応がスムーズにできるよう職員研修や地域向けの研修をしたりして、研修体系の充実に努める。

4. 施設の機能・役割の発揮（財務の視点）

職員はそれぞれ経営意識をもち、高齢者福祉施設の機能提供や関連事業との一体的・効率的・柔軟かつ健全な経営を図り、複合体福祉施設としての有益性を十分に活かした福祉サービスを提供し、経常収支バランスやコストの適正化に努める。

5. 誠意・清潔・安全の理念達成への取り組み（業務プロセスの視点）

健全な運営を目指し、不正や情報漏洩などの運営リスクを未然に予防できるよう法人ガバナンス体制を整える。理念達成を目標に各種法令（社会福祉法・老人福祉法・介護保険法・労働基準法・労働安全衛生法・消防法・個人情報保護法等）を遵守し社会的規範やモラルを守る。また、煩雑な業務の適正・合理化を図り、取り組みやすい体制、マニュアル、手順書などの充実に努める。

法人理事・評議員・監事

役職名	氏名	生年月日	職業・役割	現就任	当初就任
理事長	田上龍太郎	S 39. 4. 3	社会福祉法人理事長	R3.6.22	H21.8.1
理事	藤森 春樹	T 15. 3. 6	医師	R3.6.22	H21.8.1
理事	濱田 長伸	S 15. 1. 5	運送会社代表取締役	R3.6.22	H21.8.1
理事	松井 敏郎	S 18. 7.13	元公民館館長	R3.6.22	H21.8.1
理事	谷口 泰司	S 37. 6.25	大学教授	R3.6.22	H21.8.1
理事	田上 優佳	S 39. 7.21	社会福祉法人理事	R3.6.22	H21.8.1
評議員	水野 いき	S 6. 9. 15	学校法人理事長	R3.6.22	H218.1
評議員	筒井 章七	S 20. 9. 3	工務店代表取締役	R3.6.22	H218.1
評議員	福田 次郎	S 19. 3. 5	工務店会長	R3.6.22	H21.8.1
評議員	松井 稔幸	S 16. 6. 17	元村総代	R3.6.22	H21.8.1
評議員	福田 克之	S 16. 7. 9	元保護司	R3.6.22	H21.8.1
評議員	赤西 弘光	S 29. 1. 23	司法書士事務所所長	R3.6.22	H21.8.1
評議員	清水 敏昭	S 9. 11. 26	元団体役員	R3.6.22	H21.8.1
監事	橋脇 公彦	S 33. 2. 14	税理士事務所代表	R3.6.22	H21.8.1
監事	梶原 武子	S 13.1.13	元民生委員・児童員	R3.6.22	H21.8.1

評議員選任解任委員会

選解員	橋脇 公彦	S 33. 2. 14	税理士事務所代表	R3.6.22	H29.4.1
選解員	梶原 武子	S 13.1.13	元民生委員・児童員	R3.6.22	H29.4.1
選解員	寺岡 芳孝	S 16.1.13	はりま総合福祉評価センター理事・防災士	R3.6.22	H29.4.1

社会福祉事業

種別	施設又は事業の種別、名称など	管理者氏名	定員	事業開始年月日
1種	特別養護老人ホームいやさか苑	田上 優佳	29名	平成22年12月1日
2種	短期入所生活介護 ・特別養護老人ホームいやさか苑 ・障害福祉サービス 共生型短期入所生活介護	石松 明美	10名	平成23年1月1日 令和4年3月1日
	認知症対応型生活介護いやさか	岡崎 美紗稀	18名	平成28年7月1日
	小規模多機能型居宅介護いやさか	田上 雄太郎	29名	平成28年9月1日
公益事業	姫路市大的地域包括支援センター	福田 路子	大的地域	令和3年4月1日
	福祉用具関係技能者養成事業 介護員養成研修事業	田上 優佳		

法人理事会・評議員会 監事会日程

項目	年月日	内容	担当
監事監査	令和3年6月16日(火)	監査事項 第1号議案 令和2年度事業報告 第2号議案 令和2年度収支報告	田上理事長 田上施設長
第1回理事会	令和3年6月16日(火)	決議事項 第1号議案 令和2年度事業報告及び附属明細書承認の件 第2号議案 令和2年度度計算書類及び附属明細書並びに財産目録承認の件 第3号議案 評議員候補者の選定の件 第4号議案 評議員選任・解任委員会の招集決定の件 第5号議案 理事及び監事候補者の選定の件 第6号議案 評議員会の招集決定の件 報告事項 1. 理事長及び常務理事の職務執行状況の報告	田上施設長 総務課 各担当責任者
第2回理事会	令和3年6月22日(火)	決議事項 第1号議案 理事長選任の件	田上施設長 総務課 各担当責任者
第3回理事会	令和3年12月24日(火)	決議事項 第1号議案 令和3年度中間事業報告及び令和3年度中間計算書類等の承認の件 第2号議案 共生型施設指定について ①障害福祉サービス（共生型施設）指定申請の承認の件 ②入札内容の承認の件 ③定款変更の承認の件 ④運営規定変更の承認の件 第3号議案 給与規定変更の承認の件 ① 給与改正月変更の承認の件 ② 交通費上限変更の承認の件 ③ 社会福祉士手当変更の承認の件 ④ 休日の付与方法変更の承認の件 第4号議案 障害福祉サービス（共生型施設）指定申請に伴う定款変更のための評議員会開催の承認の件 第5号議案 「公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団」及び「一般社団法人阪神競容の再検討などの承認の件 報告事項 1. 理事長及び常務理事の職務執行状況の報告	田上施設長 総務課 各担当責任者

第4回理事会	令和4年3月28日(月)	<p>決議事項</p> <p>第1号議案 令和3年度補正予算承認の件</p> <p>第2号議案 令和4年度収支予算及び事業計画承認の件</p> <p>第3号議案 給与規定改定の承認の件</p> <p>第4号議案 評議会書面決議の日程と議案承認の件</p> <p>報告事項</p> <p>1. 理事長及び常務理事の職務執行状況の報告</p>	田上施設長 総務課 各担当責任者
第1回評議員会	令和3年6月22日(火) (書面)	<p>決議事項</p> <p>第1号議案 令和2年度度計算書類及び附属明細書並びに財産目録承認の件</p> <p>第2号議案 理事及び監事候補者の選定の件</p> <p>報告事項</p> <p>1. 令和2年度事業報告及び附属明細書承認の件</p>	田上施設長 総務課 各担当責任者
第2回評議員会	令和4年1月11日(火)	<p>決議事項</p> <p>第1号議案 共生型施設指定について</p> <p>① 障害福祉サービス(共生型施設)指定申請の承認の件</p> <p>② 入札内容の承認の件</p> <p>③ 定款変更の承認の件</p> <p>④ 管理規定変更の承認の件</p> <p>第2号議案 給与規定・就業規則変更の承認の件</p> <p>① 給与改正月変更の承認の件</p> <p>② 交通費上限変更の承認の件</p> <p>③ 社会福祉士手当変更の承認の件</p> <p>④ 休日の付与方法変更の承認の件</p> <p>第3号議案「公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団」及び「一般社団法人阪神競馬馬主協会」からの助成決定に伴う事業内容の再検討などの承認の件</p>	
第3回評議員会	令和4年3月28日(月) (書面)	<p>決議事項</p> <p>第1号議案 令和4年度の収支予算書の承認</p> <p>報告事項</p> <p>1. 令和4年度事業報告及び附属明細書承認の件</p>	田上施設長 総務課 各担当責任者

行事日程

指導監査

姫路市指導監査	コロナ禍にあり未定	法人実地指導	田上施設長 総務 各担当責任者
---------	-----------	--------	-----------------------

全体行事

項目	年月日	内容	担当
令和3年度家族会	書面会議（4月10日頃郵送） 郵便にて資料送付し、閲覧後 意見を返信していただく	R3事業計画について	施設長 管理栄養士 担当責任者
令和3年度敬老会	令和3年9月23日	法人からのプレゼントをお渡しする	管理栄養士 担当委員会
ボランティア交流会	開催延期	安心サポーターはじめ、行事等でお世話にな るボランティアの方々に対する感謝の会	管理栄養士 担当委員会

採用実施

項目	年月日	内容	担当
令和3年度採用検討	事務所ミーティング日	各事業所の状況把握 （面接は随時）	施設長 総務 各担当責任者
ハローワーク面談	随時ハローワークと 検討	就職説明会や施設見学会など	施設長 各担当責任者

職員面接実施

項目	年月日	内容	担当
職員面談	令和2年4/5月・11/12月	個別の意見を聴き今後の業務に繋ぐ	施設長 総務 各担当責任者

ユニットケアリーダー実習施設申請

項目	年月日	内容	担当
ユニットケアリーダー 実習施設受入施設	申請延期	厚生労働省の回答待ち申請	リーダー会

ノーリフティングケア(リフトリーダー含む)研修

項目	年月日	内容	担当
ムーブエイドケア研修	令和3年8月	年1回実施	施設長 未来デザイン 研究室

ノーリフティングケア(移乗チェック試験)

項目	予定年月日	内容	担当
移乗チェック試験	開催延期	コロナ禍にあり未開催	施設長 介護リーダー

キャリア段位制度研修と職員評価

項 目	予 定 年 月 日	内 容	担 当
キャリア段位制度 アッセッサー研修	申請延期	ユニットリーダー及び研修に参加	リーダー会
キャリア段位職員評価	申請延期	ユニットリーダーによる職員評価	リーダー会

技能実習評価

項 目	年 月 日	内 容	担 当
技能実習評価	令和3年要請あり次第	シルバー振興会から依頼あり	施設長 シルバー振興 会

中長期事業計画概要版及び業務分掌作成検討委員会

項 目	年 月 日	内 容	担 当
中長期事業計画概要版 及び業務分掌作成検討 委員会	令和3年4月～毎月業務改善 会議で話し合いを行う	中長期事業計画概要版及び業務分掌作 成検討を行い業務の可視化を図る	施設長 各事業管理者 総務

◆職員研修

*全体研修（年間計画）

研修月	研 修 内 容
令和3年4月	*倫理及び法令順守に関する研修／◎令和2年度事業計画について ◆キャリアパス制度に関する研修
5月	*□感染症及び食中毒の発生の予防及び蔓延の防止に関する研修① *□苦情／事故の発生またはその再発に関する研修①
6月	○ユニットケア研修①*ターミナルケアに関する研修
7月	*認知症及び認知症ケア（◎バリデーションケア）に関する研修 ・マニュアルの理解
8月	*□非常災害時の対応に関する研修① ◎キャリア段位の取組みに関する研修
9月	*身体拘束及び排除のための取組みに関する研修 *職員及び利用者の精神ケアに関する研修
10月	◎ケアプラン研修 ◎ユニットケア研修②
11月	*□身体的拘束排除のための取組みに関する研修 *□苦情／事故の発生またはその再発に関する研修②
12月	□虐待防止研修①（アンケート実施） *□非常災害時の対応に関する研修②
令和4年1月	◎ノーリフティングケア研修 *利用者のプライバシーの保護の取組みに関する研修
2月	*□感染症及び食中毒の発生の予防及び蔓延の防止に関する研修② *従事者に対する医療に関する教育・研修など実施記録の研修
3月	□虐待防止研修②（アンケート結果について）

*介護保険法 □老人福祉法 ◆第三者評価 ○ユニットケアリーダー実習施設 ◎自社独自

*実践実習

*研修担当が資料作成し、ユニット毎に看護師もしくはユニットリーダーが研修実施する

研修月	研修内容	研修担当
令和3年 4月	ポジショニングについて	ユニットリーダー（前田）
5月	エンゼルケアについて	看護職員
6月	食事介助について	ユニットリーダー（加藤）
7月	更衣・清拭・オムツについて	ユニットリーダー（徳山）
8月	吸引と酸素について	看護職員
9月	緊急対応について	ユニットリーダー（田中）
10月	車いす・移乗について	ユニットリーダー（前田）
11月	下剤と排便コントロールについて	看護職員
12月	記録の取り方について	ユニットリーダー（田中）
令和3年 1月	体位変換について	ユニットリーダー（徳山）
2月	手洗い・手袋テクニック・ガウンテクニック	看護職員
3月	口腔ケアについて	ユニットリーダー（加藤）

◆会議・委員会の趣旨および内容

	会議・委員会名	月												担当・委員長 開催曜日
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1	地域運営推進会議	14	/	16	/	18	/	20	/	15	/	16	/	施設長・管理者/ 隔月・第3水曜日(偶数月いやさか苑、奇数月いやさか)
2	業務改善会議	19	17	14	19	16	20	18	15	20	17	21	21	施設長・管理者・委員長/ 第3月曜日
	◆事務所ミーティング	事業計画確認及び、業務改善について協議する。 ユニット・医務・栄養・総務の現状及び課題について協議する。 グループホーム・小規模多機能ホームと連携するための意見交換をする。												
	◆医療的ケア安全対策委員会	各委員会の代表が決定事項や課題の報告し協議する。 介護職員が医療的ケアを実施するための教育・指導方法の検討をする。 看護職員と介護職員との連携による、喀痰吸引等の医療的ケア実施に係る体制の検討をする。 実態に合わせたマニュアル改定を行う。												
	◆感染予防・衛生委員会	感染予防及び蔓延の防止・介護職が行う医療的ケアのマニュアルの見直しをする。 環境衛生の観点から半年に一度職員の提案を受け、環境改善に対応するための検討をする。 実態に合わせたマニュアル改定を行う。												
3	リーダー会議	19	17	14	19	16	20	18	15	20	17	21	21	介護管理者/ 第3月曜日
	◆ユニットケア実践委員会	ユニット毎の報告、毎月の月間予定を共有する。 業務改善案についての整理を行い(個人・ユニット・組織等)、優先順位を決め改善を図るよう検討する。 ユニットケアの実践に向けて、24Hシートの確認や事例検討など行う。 実態に合わせたマニュアル改定を行う。												
	◆ノーリフティングケア委員会	利用者の状態に適合する福祉用具を選定する。 半年に一度の腰痛対策のためのチェックを事故予防委員会に依頼す												

		る。 用具の過不足、修理及び清掃など環境の調整。 実態に合わせたマニュアル改定を行う。	
	◆教育委員会	ノーリフティングケア実践のため、利用者の状態変化・拘縮予防に対応する福祉用具の提案を行い、福祉用具の数量の把握や修理状況について実態把握する。 毎月の研修について講師・内容・次月予定を確認する。専門職としての生涯学習を組織的にプログラムし、介護力の向上を目指し施設内学習を推進する。 年間の全体研修の計画を策定。講義式研修、実施研修の運営について総合的に管理する。 実態に合わせたマニュアル改定を行う。	
	◆入所判定会議	入所申込者の確認と優先順位について協議する。 実態に合わせたマニュアル改定を行う。	
4	ユニット会議	ユニット内の現状と課題を協議する。 事業計画における単年度目標に見合った、月間目標の立案と評価を行う。 各委員会で協議された内容を共有する。 ユニット費の使用について検討する。 利用者の体調の維持及び変化について情報交換し、区分変更の有無や食形態や福祉用具について適合を検討する。 福祉用具のユニット内持ち数を数える。 ユニット内の事故ヒヤリについて検証する。	ユニットリーダー／第4週目
5	ナース会議	利用者の現状と課題を協議する。 (いやさかは、外部訪問看護看護ステーションと連携する)	看護師／月末
6	リハビリカンファレンス	17 15 19 17 21 18 16 20 18 15 19 19 利用者の変化する状態に適合するポジショニングや福祉用具などを把握し、よりよい状態について協議する。 OTとの連携について日程調整するなどして、専門性をはかり、情報を共有する。	介護主任／第3土曜日
7	栄養管理・褥瘡委員会	14 12 9 14 11 8 13 10 8 12 9 9 食事の提供を通じて利用者の健康管理を行う。 褥瘡が発生しないよう日常的なケアにおいて配慮し、適切な介護を行う。 褥瘡発生予防のための体制を整備し、褥瘡に関する基本的な知識をもつ。 栄養指導と栄養管理に関する検討をする。 褥瘡発生予防に対する体制の整備をする。 褥瘡発生のハイリスク者に対する予防的取り組み、計画の作成・実施及び評価を行う。 入居者に対しおいしく楽しい食事の提供の検討や栄養状態の把握をする。 実態に合わせたマニュアル改定を行う。	管理栄養士／第2水曜日
8	レクリエーション・行事企画委員会	4 2 6 4 1 5 3 7 5 2 6 6 年間の行事計画を策定。施設行事、施設外行事、外出支援、行事食、園芸活動等の運営を総合的に管理する。 毎月の行事等計画の確認をする。 利用者のレクリエーションの視点で行事をとらえ、準備にも参加できるように検討する。 ボランティアへの依頼、対応をする。 行事の進行をする。 実態に合わせたマニュアル改定を行う。	レクリエーション・行事企画委員長／第1土曜日
9	事故・拘束・虐待防止委員会	10 8 12 10 14 11 9 13 11 8 12 12 事故報告書、ヒヤリハット報告書の統計、分析、検討し事故防止につなげる。 前月のヒヤリハットの統計表を作成し、委員で共有、分析を行い、事故防止につながるよう各ユニットで共有する。 身体拘束や虐待について、施設内で行われていないかアンケートなどを通して確認をする。 実態に合わせたマニュアル改定を行う。	事故・拘束・虐待防止委員会委員長／第2金曜日

◆日常生活活動

入居者の趣味娯楽・教養（クラブ活動 地域支援事業等）

施設内にて多くの時間を過ごすご利用者にとって「趣味の活動」や定期的な運動など生活のメリハリ、生活にやりがいを感じていただけるものを提供する。

クラブ名	目的	内容
おりがみクラブ (偶数月第三木曜日)	今出来る能力を活用し、手指・脳の機能の低下を防ぐとともに、食堂や自室の壁等にご自分で作られた作品を飾り、ご利用者同士の交流を促し、仕上がった達成感を感じていただく。	色紙に季節感のあるものを貼り、季節を感じていただく。
お習字クラブ (第2火曜日)	以前楽しんでおられた趣味を再現し、生活意欲を高める（回想法）。楽しみながら手指の機能低下防止等を図る。作品を展示して皆で楽しむ。	季節の文字をお題として、書いていただく。
からおけクラブ (奇数月第4水曜日)	大きな声を出すことでストレス発散。懐かしい曲を歌うことで昔を思い出し気分転換を図る	ご利用者の好みを中心に歌を楽しむ。
喫茶 (偶数月第3水曜日)	ご利用者同士の交流と、コーヒーなどを飲んで頂くことで気分転換となる。	季節のお茶菓子等で季節感感じていただく。
りぷるす (第4月曜日)	アロママッサージ（手・足）を行うことで心身の活性化を促し、喜びを感じていただく。	自立支援生活支援センターの出張マッサージ
いきいき百歳体操 (毎金曜日)	日頃の運動不足解消。歩行ができない方、手が動きにくい方々などでも行うことができる。	地域の高齢者との交流を兼ねる。
茶話会 (第2水曜日)	地域高齢者の介護予防のための茶話会 おしゃべりを楽しむ会	地域の方が参加する。

◆ボランティア等による支援

利用者の生活の潤いとして、また生活の目標となるよう多くのボランティアの皆様のご協力のもとに、年間を通じて行事を予定している。

ボランティア名	内容
あんしんサポーター	傾聴など入居者とのコミュニケーション
お茶	月1回の茶話会
折り紙	月1回のクラブ活動支援
習字	月1回のクラブ活動支援
からおけ	月1回のクラブ活動支援
社交ダンス	年2回程度、社交ダンス
すみれ会	定期的に日本舞踊など
太極拳力球	太極拳と舞踊を合体させた踊り
虹色の風	歌
ハピネス	定期的に体操など
アマービレ	楽器演奏
レイステラコマイスタジオ	ハワイアン舞踊
スマイルJ	歌
いやさか手品	手品
姫路市立八木小学校	歌声ボランティア（認知症サポーター養成研修受講のあと）
姫路市立灘中学校	年1回夏休みお茶会

◆年間行事実施・予定

4月	お花見 青空弁当	お花見ドライブ(中止) お花見弁当を作り屋外で食事を摂り、季節を感じていただく。(中止)
5月	端午の節句 母の日	兜飾りなど玄関フロアに飾り、季節を感じていただく。
6月	梅雨	玄関フロアにアジサイを飾り梅雨を楽しむ
7月	七夕会 そうめん	短冊に願い事を書き、笹の葉に下げ、季節を感じていただく。 そうめんを食べて、季節を感じていただく。
8月	夏祭り	和太鼓の演奏やボランティアさんと盆踊りを楽しみます。(中止)
9月	敬老会 巻きずし	ご利用者に敬意を表すと共に、長寿をお祝いする。食事を工夫し、ボランティアさんの踊り等を楽しむ。(中止)プレゼントをする。 入居者主体で巻きずしを作っていただく。(中止)
10月	秋祭り 刺身献立 手前みその味噌汁	灘のけんかまつり 屋台の見学をする。(中止) 苑外活動(好古園)(中止) 刺身を食べて、季節を感じていただく。 職員手作りの手前みそで味噌汁をつくり、季節を感じていただく。
11月	文化祭	地域の方からの作品を、玄関フロアで展示していただき、交流の場を持つ(中止)
12月	クリスマス会 餅つき大会	クリスマスツリーを玄関フロアに飾り、季節を感じていただく。 クリスマス献立で、季節を感じていただく。 ご利用者と一緒にクッキーを作り、近隣の方やご家族に配る。(中止) 入居者や職員、ボランティアと共に餅つきを行い、近隣の方に配る。(中止)カレンダーと10周年記念品を配る。
1月	新年会 七草	おせち料理で新年を祝う。 七草粥を食べ、1年の健康を願う。
2月	節分 いわしのつみれ汁 にぎりずし バレンタイン	職員が鬼に扮し、豆まきを行う。 姫路市地域福祉課から、寄贈のいわしでつみれ汁をつくる。 にぎりずしを目の前で握ってもらい、外食気分を感じていただく。 おやつを工夫し楽しんで頂く。男性ご利用者にお祝いをする。
3月	ひな祭り	玄関フロアに雛段を飾る。 ひな祭り献立でお祝いをする。

*補足説明

◆理念達成を目標にした自施設の目指しているケアについて

私たちは、『誠意』、『清潔』、『安全』の心を持って行動し、地域の方々の尊厳を支え『ゆとりと笑顔のある暮らし』を実現するため貢献します。

一例) 誠意・・・利用者・家族・職員・地域の方々に対して不安が少しでも軽やかになるよう心ある対応をします。いろいろな相談に対応します。

*介護保険制度の説明や事業所紹介 *包括支援センターとの連携など

清潔・・・施設内が清潔で居心地がよく落ち着けるよう工夫します。

*換気 *ドアの取っ手の掃除 *マイクロファイバーの掃除用具

安全・・・制度を守り、関わる人の不安や事故などが無いよう対応します。

*ユニットケア *ノーリフティングケア *バリデーションケア

☆ユニットケア⇒利用者の生活リズムを重要視します。

*「ユニットケア」とは、自宅に近い環境の介護施設において、他の入居者や介護スタッフと共同生活をしながら、入居者一人ひとりの個性や生活リズムに応じて暮らしていけるようにサポートする介護手法のことを指します。

*特別養護老人ホームなどの介護施設は、入居者の尊厳ある生活を保障していくためには、一人ひとりの個性と生活リズムを尊重した「個別ケア」が求められています。「個別ケア」を実現する一つの手法が「ユニットケア」です。

*「ユニットケア」の最大の特徴は、入居者個人のプライバシーが守られる「個室」と、他の入居者や介護スタッフと交流するための「居間」（共同生活室）があることです。入居者10人前後を一つの「ユニット」として位置づけ、各ユニットに固定配置された顔なじみの介護スタッフが、入居者の個性や生活リズムを尊重した暮らしをサポートします。

☆ムーブエイドケア⇒利用者の動きを福祉用具で支援する介護の手法。

*ノーリフティングケアは、単に福祉用具を使うのではなく、介護される側する側双方の安心・安全・安楽なよう、抱えあげない・持ち上げない・引きずらないケアを意味します。

*国は2013年に「腰痛予防指針」を改訂しており、福祉・医療分野も対策が必須です。

*ノーリフティングケアの取組みは、管理者のもと、職員一人一人が意識し組織全体で行っています。

*ムーブエイドケアとは、移動・移乗用福祉用具で利用者の自立を支援するケアです。利用者の状態に合わせた福祉用具を選定し、ケアプランに組み入れて利用者の個別性を職員は共有します。

☆バリデーションケア⇒認知症高齢者とのコミュニケーション法

*感情に焦点を当てる

*認知症高齢者のマイナスの感情にふたをせず、むしろ感情の表出を促し、そのマイナスの感情(悲しみ・怒り・怖れ・不安など)に私たちが共感していくことを目指します。

特別養護老人ホームいやさか苑

介護支援

1. 目標

入居者が安心して最期まで生活できるよう看取り期の状態像の把握や医療との連携について、説明でき、いきいきと生活できる環境を整える。

2. 行動計画

1. 利用者の尊厳と選択（利用者の視点）

「私の姿シート」「24時間シート」を利用者が主体となる表現で記録ができ、今までの暮らしの継続ができるよう配慮して作成して、本人・家族に説明ができるようにする。

2. 地域社会との交流と連携（地域公益の視点）

利用者が希望する活動を検討し、ボランティアの方々と連携し、クラブ活動を増やす。

3. 人材の確保・育成に向けての取り組み（研修と成長の視点）

リーダーは、ノーリフティングケアの取組みが伝達でき、試験制度を作り指導できるようにする。

キャリア段位制度に取組み、アセッサー研修の受講を順次行う。

排泄介助について検討する（本人に合ったオムツの当て方、オムツのコストなど）

4. 施設の機能・役割の発揮（財務の視点）

いやさか苑が受け入れできる利用者の状態像をシートに表現して、地域の病院及びケアマネジャーに対してショートステイの担当だけでなく、ユニットリーダーが協力してPRする。

5. 誠意・清潔・安全の理念達成への取り組み（業務プロセスの視点）

ユニットケアを確立させるため、その手法に見合ったマニュアルに改定する。

評価

入居者の平均要介護度は、前年度 4.5 から 4.1 となっており、数年入居された方の介護度が軽度になっています。その結果、苑での1日の暮らしぶりは、本人からの聴き取りができる部分があり、これまでの生活史としての「その人らしい暮らし方」「こだわり」や「楽しみ」などを「私の姿シート」「24時間シート」で把握し担当者会議、ユニット会議などで家族や職員と情報共有しました。

また、各ユニットにおいては、「私の姿シート」「24時間シート」から連動した「業務分担表」を基本とし、職員が入居者を支援するようにしました。

コロナ禍の影響を受け地域社会との交流は、入居者参加の「いきいき百歳体操」「茶話会」など、感染予防の観点から参加を自粛することとなりました。また、利用者が希望する「傾聴ボランティア」「カラオケ」などの活動は、外部からの連携によるボランティアの方々の支援が

制限されたため、施設内の職員による「企画委員会」「カラオケ」などの行事やレクリエーションを開催し気分転換をしました。

ノーリフティングケア、ムーウエイドケアの取組みは、全職員が研修に参加できるよう勤務調整しました。

キャリア段位制度の取組み、アセッサー研修の受講者は、勤務調整がつかず、来年度調整する予定です。

排泄介助について（本人に合ったオムツの当て方、オムツのコストなど）は、ユニット会議、委員会、リーダー会議でオムツの吸収率について検討しました。

また、全体研修の伝達方法は、ユニット会議で伝達する仕組みにしました。ユニット会議では、「会議の議題シート」を作成して伝達がスムーズになるように工夫しました。

地域の病院及びケアマネジャーに対して、短期入所利用時の医療的処置の状態像がイメージしやすいシートを作成しPRしました。

毎月マニュアルの確認を行っているが、職員が業務に対して「わかる」「できる」「している」個別の理解度に差があることについて、整理できるようチェックシートや手順書などを作成中です。

相談支援

1. 目標

地域サポート施設として、地域の住民や介護支援専門員の困りごとに相談を受けて対応する。

2. 行動計画

1. 利用者の尊厳と選択（利用者の視点）

地域住民の相談及び介護支援専門員の困りごとなど積極的に対応する。

2. 地域社会との交流と連携（地域公益の視点）

民生委員や老人会の方々へオレンジサロンの周知をおこなう。

3. 人材の確保・育成に向けての取り組み（研修と成長の視点）

地域の方々に対して介護技術研修を行い、食事介助や認知症ケアについて理解を深める。

4. 施設の機能・役割の発揮（財務の視点）

法人の取組みについて、年2回の広報誌を通じて、活動が周知される工夫を行う。

法人内（地域密着型老人福祉施設、短期入所、認知症対応型生活介護、小規模多機能型居宅介護、包括支援センター）での連携を密にする。

5. 誠意・清潔・安全の理念達成への取り組み（業務プロセスの視点）

地域サポート施設として、姫路市地域包括支援課・社会福祉協議会・姫路市灘地域包括支援センター・姫路市大的地域包括支援センターなどと連携して取り組む。

評価

1. 地域住民の相談は、「いきいき百歳体操」「茶話会」などを通して、困りごとなど積極的に対応しました。
2. コロナ禍の影響を受け「オレンジサロン」は、活動を休止しています。
地域の方々に対して、介護技術講習会（今年度も6回開催済）を含め、介護に興味をもってもらい人材確保につなげています。安全・安心・効率面から導入している床走行式リフト活用も、介護技術講習会を通して、地域にも発信できる環境が少しずつ整っています。
3. 法人の取組みについて、年2回の広報誌を発行し、活動を周知しました。
また、法人内で家族の依頼により、小規模多機能型居宅から、姫路医療センターに入院し、退院後、特別養護老人ホームへの移動の入居者（本人が同じ法人の特養入居希望）が1名、入院後の退院先として特別養護老人ホームへの連携を密にしました。
4. 地域サポート施設として、姫路市地域包括支援課・社会福祉協議会・姫路市灘地域包括支援センター・姫路市大的地域包括支援センターなどと連携して取り組んでいます。

医 務

1. 目標

中長期計画を踏まえ、入居者に健やかで快適な生活をしていただくため、関係機関や関係職種、家族などと連携を図る。日常生活の中から状況の変化を的確に捉え異常の早期発見、早期対応に努める。

2. 行動計画

1. 利用者の尊厳と選択（利用者の視点）
 - ・入居者全員（意思確認できない場合は家族）の終末期の意思を確認する。
2. 地域社会との交流と連携（地域公益の視点）
 - ・協力病院及び往診医との情報の共有を行う。
3. 人材の確保・育成に向けての取り組み（研修と成長の視点）
 - ・外部や施設内研修に積極的に参加する。
4. 施設の機能・役割の発揮（財務の視点）
 - ・衛生材料の適切な使用を行う。
5. 誠意・清潔・安全の理念達成への取り組み（業務プロセスの視点）
 - ・感染予防対策及びターミナルケア等、必要に応じて研修を開く。

評価

1. 看取りの対応は、担当医の協力を得て入居者・家族との信頼関係を築き、コミュニケーションを大切に援助・実践・振り返りを行いました。そのために看取りのチェックシートを作成しています。
2. 入居者の状態変化は、早期の発見を心がけています。家族や病院への連絡は、介護職員との連

携を密にし、本人及び家族の意向を尊重し支援しました。

3. 定期的に内部研修に参加しました。
4. 入居者・職員・家族のマスクと消毒を徹底すると共に PCR・抗原検査を準備し実施しました。
5. 定期的な内部研修に講師として参加しました。

栄 養

1. 目標

入居者個人のニーズの把握に努め、安全かつ「おいしく・楽しく食べられる」食事の提供を行い、それぞれの身体レベルや嚥下状態及び生活時間に合わせた食事提供を行う。

2. 行動計画

1. 利用者の尊厳と選択（利用者の視点）

利用者の自己決定と選択を尊重するために、日本人の食事摂取基準 2020 を参考に入居者の性別・年齢・身体活動レベルを考慮した施設の給与目標量を年 1 回(3 月)検討し定める。

2. 地域社会との交流と連携(地域公益の視点)

地域との積極的な交流を図り地域福祉の推進に努める。

手前味噌づくり(3 月)やボランティア交流会(11 月)を通して世代間交流する。

3. 人材の確保・育成に向けての取り組み(研修と成長の視点)

認知症（バリデーションケア）を理解できるよう積極的に研修に参加する。

食形態と利用者の嚥下状態について情報収集する。

4. 施設の機能・役割の発揮（財務の視点）

当法人が取り組む新しい介護のイメージを可視化し、摂食・嚥下障害のある利用者の食事形態が適合できるよう調整を行う。

5. 誠意・清潔・安全の理念達成への取り組み（業務プロセスの視点）

介護報酬改定に伴い、栄養に関する情報を収集する。

評価

1. 利用者それぞれの身体レベルや嚥下状態に合った食事形態、好みについて職員の間で共有ができました。
2. コロナ禍の影響を受け、手前味噌づくり(3 月)やボランティア交流会(11 月)は、中止となりました。
3. 認知症（バリデーションケア）の全体研修には、参加できていません。食形態と利用者の嚥下状態については、適宜、情報収集をしています。
4. 当法人が取り組む新しい介護のイメージを可視化し、介護職員と連携を密にし、摂食・嚥下障害のある入居者の食事形態が適合できるよう調整を行いました。また、食材料の納品が物販に変更となった為、誕生日の松花堂弁当及び、ケーキなどの特別メニューの提供は、別購

入する必要がでてきました。

介護報酬改定に伴い、栄養に関する情報を収集しています。

総 務

1. 目標

介護とは何かの理解を深め、入居者に潤いのある生活の創造が図れるように取り組む。

2. 行動計画

1. 利用者の尊厳と選択（利用者の視点）

利用者の生活のリズムに沿って「個別の24時間シート」「ユニット単位での24時間シート」の充実を図り、兵庫県のユニットケアリーダー受入れ施設申請に向けて取組んでいく。

2. 地域社会との交流と連携（地域公益の視点）

地域住民に対して認知症ケアの研修や介護技術講習等会を開催し、地域社会との交流や連携を促進する。

平成26年度地域サポート型特養推進事業を継続し、地域に開かれた施設として「相談を受ける」「みまもる」「つなげる」「かけつける」を実践していく。

3. 人材の確保・育成に向けての取り組み（研修と成長の視点）

望ましい人材像（キャリアパスフレーム）を検討し、職員としてのモチベーションを上げるべく研修を継続実施していく。

ユニットケアリーダー実習の研修施設を目指すと共にノーリフティングケアモデル施設として広く周知を図るとともに、業務量の課題と人員配置とのバランスを見極め、施設の運営方法及び組織体制の充実を図る。

ユニットリーダー並びに介護職員のアセッサー資格習得を支援する。

4. 施設の機能・役割の発揮（財務の視点）

開設以来10年経過し修繕・更新が必要になっている居室エアコン、洗濯機等の備品設備等の修繕・更新を順次実施していく。そのために各種団体の助成金情報を把握し獲得に向けて取り組む。

5. 誠意・清潔・安全の理念達成への取り組み（業務プロセスの視点）

- ・利用者及び家族の意向を踏まえながら、周囲の状況や環境にかなった適正な介護度やサービス内容の把握に努める。

評価

1. コロナ禍の影響を受け、兵庫県のユニットケアリーダー受け入れ施設申請は、休止しています。
2. 平成26年度地域サポート型特養推進事業は、今年度も継続し、地域に開かれた施設を目指し、「相談を受ける」「みまもる」「つなげる」「かけつける」支援をしました。
3. 職員としてのモチベーションを上げるべく、「キャリアパスフレーム」「キャリアパスフレームのフローチャート」「職務文章」を作成し、望ましい人材像（キャリアパスフレーム）の確保・育成をしています。今年度は、介護支援専門員の資格を1名が取得しました。
4. 各種団体の助成金情報を把握し獲得に向けて取り組みました。（馬主申請済）

5. 利用者及び家族の意向を踏まえながら、周囲の状況や環境にかなった適正な介護度やサービス内容の把握に努めました。具体的には、「利用者の視点（くらしやすさ）」「職員の視点（はたらきやすさ）」「資金収支の視点（収支バランス）」「業務の視点（24時間シートなどによる業務マネジメント）」「地域の視点（交流のしやすさ・居場所作り）」、といった5つの視点からの取り組み実践が深まりました。

防 災

1. 目標

年2回の防災訓練及び地域住民と連携した防災訓練の企画・検討を行う。また、備蓄食材の管理方法や適量数の再確認、使用方法の共有等、有事の際に適切な行動がとれるように準備する。

2. 行動計画

1. 利用者の尊厳と選択（利用者の視点）

備蓄食材の賞味期限や適量の再確認をおこなう。

2. 地域社会との交流と連携（地域公益の視点）

地域住民に参加いただける訓練を企画し実践する。

3. 人材の確保・育成に向けての取り組み（研修と成長の視点）

AED使用方法や有事を想定した訓練し環境を整える。

4. 施設の機能・役割の発揮（財務の視点）

AED・消火器の経年劣化のための入れ替えし、効果ある安価な商品選定して環境を整える。

5. 誠意・清潔・安全の理念達成への取り組み（業務プロセスの視点）

年2回、昼夜を設定した防災・避難訓練を行う。

評価

1. 備蓄食材の備蓄状況は、令和3年9月に各ユニット職員がユニット内に入居者の3日分の食糧・飲料が確保されていることを認識しました。
2. 避難対応施設として、姫路市に3名の受け入れ登録がなされました。今後の課題は、地域住民と協働で避難訓練等が実施できるような仕組みが必要です。
3. 昼間想定消防訓練及びAED訓練は、1回目、令和3年8月24日に昼間設定の消防訓練を行い木場いやさか、いやさか苑及び関連事業所の職員16名と合同でAED訓練を実施しました。また、コロナ禍の影響を受け、緊急事態宣言下にあったため、白浜分署救急隊員の派遣は中止となり、寺岡防災士の指導を受けました。
4. AED・消火器の経年劣化のための入れ替えし、効果ある安価な商品選定して環境を整えました。食材は、1日分29名の準備があります。
5. 1回目、令和3年8月24日昼間を設定して実施した。コロナ禍の影響があり、2回目は、令和4年4月1日に夜間の設定で実施しました。

令和3年度グループホーム 小規模多機能ホームの活動

◆会議・委員会の趣旨および内容

	会議・委員会名	月												担当・委員長 開催曜日
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1	地域運営推進会議	/	19	/	21	/	15	/	17	/	19	/	16	管理者/ 隔月・第3水曜日(奇数月)
		本人、家族、地域の方、サービス事業所、行政などに対し、地域との連携を確保し、地域に開かれた事業所であることを確保する。												
2	業務改善会議	19	17	14	19	16	20	18	15	20	17	21	21	施設長・管理者・委員長/ 第3月曜日
	◆事務所ミーティング	事業計画確認及び、業務改善について協議する。 ユニット・医務・栄養・総務の現状及び課題について協議する。 グループホーム・小規模多機能ホームと連携するための意見交換をする。												
3	リーダー会議	ユニット内の現状と課題を協議する。 事業計画における単年度目標に見合った、月間目標の立案と評価を行う。 各委員会で協議された内容を共有する。 ユニット費の使用について検討する。 利用者の体調の維持及び変化について情報交換し、区分変更の有無や食形態や福祉用具について適合を検討する。 福祉用具のユニット内持ち数を数える。 ユニット内の事故ヒヤリについて検証する。												管理者/第4週目(日時未定)
4	ユニット会議	ユニット内の現状と課題を協議する。 事業計画における単年度目標に見合った、月間目標の立案と評価を行う。 各委員会で協議された内容を共有する。 ユニット費の使用について検討する。 利用者の体調の維持及び変化について情報交換し、区分変更の有無や食形態や福祉用具について適合を検討する。 福祉用具のユニット内持ち数を数える。 ユニット内の事故ヒヤリについて検証する。												ユニット職員/ 第2週目(日時未定)
5	行事企画委員会	年間の行事計画を策定。施設行事、施設外行事、外出支援、行事食、園芸活動等の運営を総合的管理する。 毎月の行事等計画の確認をする。 利用者のレクリエーションの視点で行事をとらえ、準備にも参加できるように検討する。 ボランティアへの依頼、対応をする。												行事企画委員長/ 第1週目(日時未定)
4	事故・拘束・虐待防止委員会	ユニット内の現状と課題を協議する。 事業計画における単年度目標に見合った、月間目標の立案と評価を行う。 各委員会で協議された内容を共有する。 ユニット費の使用について検討する。 利用者の体調の維持及び変化について情報交換し、区分変更の有無や食形態や福祉用具について適合を検討する。 福祉用具のユニット内持ち数を数える。 ユニット内の事故ヒヤリについて検証する。												事故・拘束・虐待防止委員長/ 第1週目(日時未定)

◆日常生活活動

クラブ名	目 的	内 容
おりがみクラブ (毎月第三木曜日)	今出来る能力を活用し、手指・脳の機能の低下を防ぐとともに、食堂や自室の壁等にご自分で作られた作品を飾り、ご利用者同士の交流を促し、仕上がった達成感を感じていただく。	色紙に季節感のあるものを貼り、季節を感じていただく。
喫茶 (毎月第3水曜日)	ご利用者同士の交流と、コーヒーなどを飲んで頂くことで気分転換となる。	季節のお茶菓子等で季節感感じていただく。
りぷるす (第4月曜日)	アロママッサージ(手・足)を行うことで心身の活性化を促し、喜びを感じていただく。	自立支援生活支援センターの出張マッサージ
いきいき百歳体操 (毎月曜日)	日頃の運動不足解消。歩行ができない方、手が動きにくい方々などでも行うことができる。	地域の高齢者との交流を兼ねる。

◆年間行事実施・予定

■コロナにより外出制限がある場合は中止する活動

4月	■桜ドライブ 春の茶話会	周辺の桜が咲いているところをドライブまたは散歩する。 サンデッキで陽に当たりながらお茶を楽しむ会。
5月	野菜植え 玄関寄せ植え	季節の野菜を選び、各ユニットで野菜を植えてお手入れを日課とする。 玄関の鉢を植え替える。
6月	■あじさいドライブ 梅シロップづくり はがきづくり(暑中見舞) 七夕飾り準備	周辺のあじさいが咲いているところをドライブまたは散歩をする。 各ユニットで梅のシロップづくりを行なう。 暑中見舞のはがきを作成して、家族や知人に送る。 七夕の飾りを各ユニットで作成しておく。
7月	七夕飾りつけ そうめん流し	短冊に願い事を書き、笹の葉に飾る。(玄関・各ユニット) 室内でそうめん流しを行い、食べる楽しみと季節感を味わう。
8月	夏祭り	毎年恒例の夏祭り開催。出店風にして、食べ物を提供。夏を感じる機会とする。
9月	■敬老会(和菓子づくり) 敬老会(お月見団子づくり)	「和くなごみ」様に依頼して、季節にちなんだ和菓子づくり。 お月見団子を作る。
10月	デッサン会 漬物づくり	旬の野菜・果物の絵を書いて、その後調理して食べることで秋を感じる。 各ユニットで漬物をつける。
11月	■紅葉鑑賞(好古園・御座候) 玄関寄せ植え いちご植え 押し花づくり	グループに分かれて、各地で紅葉鑑賞 玄関の鉢を植え替える。(葉ボタン) 各ユニットでいちごの苗を植える。 紅葉や花で押し花をつくる。
12月	クリスマス会 忘年会 年賀状づくり	ケーキ作りを行ない、プレゼントを渡す。 鍋を作って、食事会を行ない交流する。 年賀状を作り、家族や知人に送る。
1月	■とんど 初詣 新年会	木場のとんどに参加する。 松原神社にお参りに行く。 正月にちなんだ催しを行なう。
2月	節分 雛飾り	豆まきをする。 玄関に雛段を飾る。
3月	■梅鑑賞(曾根神社) 雛飾り片付け 甘酒づくり いちご狩り	曾根神社で梅を鑑賞する。 雛飾りの片付け。 甘酒づくりを各ユニットで行なう。 各ユニットで植えたいちごの収穫。

グループホームいやさか

目標

1. 年間計画

利用者の気持ちを受容し、「伝わる」を意識したよりよい関わりの中で生活支援を行なう。

2. 行動計画

1. 利用者の尊厳と選択（利用者の視点）

利用者が日常生活や社会生活において、自らの意思に基づいた生活が送れるように、利用者・家族から情報収集や意向の把握に努め、選択できる環境を作り意思決定支援を行なう。

- ・買い物支援・・・施設内にあるグリコにて、定期で好きな間食を購入する
- ・手紙支援・・・暑中見舞いと年賀状の作成を計画して、家族・社会との繋がりを深める
- ・安眠支援・・・個別の排泄スケジュールを組み、安眠を支援する。
- ・買い物支援としては、コロナ禍のため毎月開催している喫茶が中止となった場合は、事業所の1階にあるオフィスグリコを活用して、好きな物を購入している。それ以外にも、好きな物を好きな時に選んで購入している利用者もおられる。ジュースやアイスも売っているので、食事形態に制限がある方でも、召し上がれるものがあるため、多くの方が楽しめる機会となっている。
- ・手紙支援については、8月に暑中見舞い・1月に年賀状を家族宛てに送った。

野菜スタンプなどを使って、作成しながらも季節を感じられる方法でハガキを作成し、利用者が希望する家族に送ったので、遠いところへ住む兄弟に送る方もおられた。

暑中見舞いを送ってから、現在まで家族様とハガキのやり取りが続いておられる方もおり、コロナ禍で面会の制限がある中での、新たな形の家族との関わりになっている。

- ・安眠支援については、夜用の大容量吸水パットを使用することで、夜間のパット交換を削減し睡眠を確保することを目的に、令和3年8月～10月の期間に利用者の使用するパットとADLを照らし合わせて、個別性の高いパット交換表を作成。令和3年11月～は大容量のパットを使用し、夜間の交換回数を概ねの方が2回減り、夜間に起こして交換することが無くなった。

2. 地域社会との交流と連携（地域公益の視点）

地域のボランティアにて毎月開催される折り紙クラブや、就労継続支援事業によるNPO法人姫路こころの事業団の訪問喫茶「喫茶こころ」を利用継続して、地域交流の支援を行う。

- ・喫茶こころでは、緊急事態宣言中を除いて訪問頂いている。

1階の地域交流スペースで作っていただき、グループホーム職員が2階へもって上がり提供することで、感染対策に配慮しながら、毎月の楽しみが継続できるようにした。

3. 人材の確保・育成に向けての取り組み(研修と成長の視点)

キャリア段位制度を導入し、介護知識・技術についての評価となるレベル認定を行なうことで、できることの証明を行い、やりがいとモチベーションの向上に繋げる。

職員別の認知症ケア指導計画書を作成して、実行計画に基づいた認知症ケアの知識・技術向上を図る。

前年度より行っている介護マニュアルの動画化を進め、視聴環境を整えることで技術伝達や習熟度の向上を図る。

- ・管理者の岡崎がキャリア段位制度にてレベル4を取得。

また、アセッサー研修に管理者の三上が修了。今後はユニット内でレベル認定していく予定。

- ・認知症ケア指導計画書を作成するにあたり、認知症ケアの基本理解を深めるべく、ときわユニットの谷口職員が令和3年11月から認知症実践研修に参加。全日程オンラインでの参加となっているので、事業所にて受講した。令和4年3月に研修を修了する。

- ・介護マニュアルの動画撮影が完了。現在、視聴環境や方法を整えている。

4. 施設の機能・役割の発揮(財務の視点)

かかりつけ医・訪問看護・薬剤師との連携を図り、多方面から健康管理を行なうことで暮らしの継続支援に繋げる。

24時間の業務内容が書き記された業務分担表で、業務の整理・計画を更新し続けることで、効率化を図り超過勤務の削減を図る。

オムツメーカーの検討を行ない、使用方法の適正化を図ることでコスト削減を行なう。

- ・現在、6つの病院(姫路愛和病院、上川ペインクリニック、土井医院、共立病院、中谷病院、近藤内科)が利用者のかかりつけ医として、訪問診療を依頼している。また、4つの薬局(高橋薬局、ゴダイ薬局、かもめ薬局、ひだまり薬局)と連携を図っている。訪問看護も含め、訪問時以外でも、電話・FAX・MCS(メディカルケアシステム)を活用し連携を図っている。

- ・業務分担表については、利用者の状態に合わせて毎月、内容も見なおして更新が行なわれている。毎月のユニット会議でも業務分担表については意見交換を実施している。分担表の調整にかかる時間や手間が削減できる方法の模索が課題である。

- ・令和3年8月～10月に、個別性の高いパット交換表を作成したことにより、パットの使用量が大幅に削減されたため、現在利用者に提供しているオムツプランの1日の使用料金が上がることなく、大容量吸水パットの納品が可能となった。

5. 誠意・清潔・安全の理念達成への取り組み(業務プロセスの視点)

新介護ソフトの導入に伴いタブレットを導入し、記録時間の短縮や紙の削減に繋げる。

個別ケアに留意した業務分担表にするため、ケアプランの作成とモニタリングを利用者担当ごとの職員で行ない、ケアの目標を明確にして評価を行う。

ハローワークの就職フェアに参加して、人材の確保に努める。

新しいケアに取り組みすべく、マニュアルの改訂についての毎月のユニット会議で意見交換を行なう。

評価

・現在ユニットではタブレットの入力が主流であり、一括入力や持ち運びが可能となったことで、業務の効率化となっている。使用方法も簡単で分かりやすいため、移行もスムーズに行えた。また、請求業務でも一括入力や自動入力機能があることにより、業務の効率化が図れている。

併用して介護日誌や排泄表など紙媒体も使用しているが、今後は削減や効率化を考えてユニット会議で意見交換を実施していく。

・現在、ケアプランは管理者・ケアマネジャーが主に作成をして、利用者担当ごとの職員はサービス内容と業務分担表と照らし合わせて相違がないか確認する手順としている。今後は、利用者担当の職員が作成していくこととする。

小規模多機能ホーム いやさか

目標

1. 年間計画

(1) サービスの周知

- ・小規模多機能ホームいやさかを地域の方々に知っていただき、介護保険での利用をしていただくだけでなく、地域の方々に対しても有効に活用していただけるように努める。
- ・法人ホームページを新開設して情報公開できるように現在作成中。

(2) 住み慣れた自宅で出来る限り生活が続けられるように支援

- ・住み慣れた地域で、最期まで尊厳と個別性が尊重された生活を継続できるよう日中・夜間を通じて支援します。入浴・排泄・食事等の基本的介護は、家庭的な雰囲気を大切に普段の生活との連続性に配慮して、安全で安心できる環境に努める。
- ・新型コロナウイルス感染利用者の対応も行いながら、在宅生活が継続できるよう支援している。
- ・クラブ活動、リハビリ、自主活動、趣味等積極的に取り組み、生きがいや気分転換ができる環境作りに努める。
- ・個人のレターケースを活用して、自主活動が継続できるよう環境を配慮した。
- ・利用者の心身の状態把握に努め、姫路市・地域包括支援センター・主治医・訪問歯科医・提携医や家族との連携を密にし、報告や相談を大切にして安全で安心できる環境をつくり、疾病の予防に努める。

2. 行動計画

1. 利用者の尊厳と選択（利用者の視点）

- ・利用者の生活リズムや日々の気分に合わせて、サービスを選ぶことができるよう管理者だけでなく現場スタッフ全員がサービス内容を理解し説明ができる環境を整える。
- ・毎月ケアプランの作成時に現場スタッフにも参加してもらい、現状のサービスの理解や今後のサービスの検討を行なっている。

2. 地域社会との交流と連携（地域公益の視点）

- ・姫路市内の他機関（病院・居宅介護事業所・老人保健施設・地域包括支援センター）等へ訪問しサービス内容や法人の取り組みを情報提供してきたが、新型コロナウイルスの予防の観点で電話やホームページの更新機能を活用して広報誌の発行時期（年間4回）に情報提供していく。
- ・他機関（病院・居宅介護事業所・老人保健施設・地域包括支援センター）等へ訪問しサービス内容や他社との違いを説明し営業活動を行なっている。広報誌は他業務が多いため作成できていない。
- ・姫路市灘地域包括支援センターと令和3年4月から自法人で経営する姫路市大的地域包括支援センターが行う研修会等に参加し、地域との交流を図るとともに事業所の機能を情報提供していく。
- ・現在姫路市大的地域包括支援センターで研修会は開催されていない。自法人で行う毎月の全体研修に参加して自己研鑽できるよう環境を整えている。

3. 人材の確保・育成に向けての取り組み（研修と成長の視点）

- ・人員確保についてはハローワークが開催するミニ面接相談会へ年2回の参加・職場見学会の開催・ホームページに採用情報を追加・求人票更新の際の見直しを行いPRを行う。
- ・県社協が開催する就職説明会に3回参加した。姫路会場や神戸会場に出向いて中年層や学生への法人PRを行った。ブースに彩りをつけるために法人のPR用の横断幕を作成した。
- ・高卒、大卒の求人票を作成し若い世代の人材確保を行う。
- ・高卒、大卒の求人票を作成したが新卒の入職者獲得までは至っていない。
- ・アセッサーを受講し、管理者およびユニットリーダーからキャリア段位を取得し根拠あるケアがより浸透する組織を目指す。
- ・現場職員1名がアセッサー資格取得した。来年度から他職員へキャリア段位できるよう評価していく。

4. 施設の機能・役割の発揮（財務の視点）

- ・新型コロナウイルスの情勢に合わせて、通いサービスの時短やそれを補うための訪問サービスの強化等柔軟にサービス展開を行う。
- ・新型コロナウイルス感染者へも配食サービスを行うべく、N95マスク、ガウン、使い捨て容器、手袋を使って自宅療養中の利用者へサービス提供を行なった。
- ・月1回のお泊まり会を週1回に増加して、利用者同士の関係性向上や宿泊サービスの価値を知ってもらい、「何かあればいやさかに頼れる」という安心した感情で日々生活できるよう取り組む。
- ・お泊り会は新型コロナウイルス予防観点で開催できず。社会情勢を鑑みて再開の検討を行なっている。
- ・業務分担表を作成及び更新し、他のスタッフと業務の共有を行い、個別ケアにも留意しながら日々の業務を予定管理する。
- ・毎月業務分担表の見直しを毎月のユニット会議にて現場職員から意見をもらいながら、実際の業務のペースに合わせている。
- ・新介護ソフトを導入して日々の記録の時短や効率化を図る。
- ・毎月繰り返し行う作業をPCで解決できるように業務の見直しを行っている。

5. 誠意・清潔・安全の理念達成への取り組み（業務プロセスの視点）

- ・各種法令（老人福祉法等）の遵守（コンプライアンス）、ユニットケア、社会的規範やモラルを守るため、マニュアル及び手順書などの見直しを行う。
- ・毎年サービス評価を行い、適切な方法で内容を公表する。
- ・苦情受付担当者などを明確にし、連携して対応する。利用者・家族・関係する事業所・主治医などからの相談や苦情を受け付け、迅速に解決改善する。
- ・苦情受付後、問題が起きた理由を的確に明らかにし、当法人ができることを確認して、必ず改善策を検討し事業所に新たな仕組みをつくる。
- ・状態観察やバイタル測定等で健康管理を行い、家族や訪問看護等への報告・連絡・相談を徹底することで、安心して安楽な生活を支援する。
- ・半年に一度の担当者会議やケアマネジャーや看護師が介護業務を行うことで、日々の利用者の疾病の状況や家族との連携が密にできている。

姫路市大的地域包括支援センター

1 地域包括支援センターとは

地域包括支援センター（以下「センター」といいます。）は、介護保険法の規定に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、設置している施設である。同法の規定により、市からの委託を受けた法人による設置が可能である。

2 地域包括支援センターの事業内容

(1) 包括的支援事業

- ① 地域の高齢者や家族等に対する「総合相談支援業務」
- ② 高齢者虐待や困難事例への対応など「権利擁護業務」
- ③ 地域の関係者との連携体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援など「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」

(2) 指定介護予防支援

指定介護予防支援事業所として、要支援認定者への介護予防サービス計画の作成や介護予防サービス事業者等との連絡調整等を行う。

(3) 第一号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

要支援認定者や事業対象者を対象に、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス等が包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う事業

(4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

市と連携し、介護サービスに限らず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動などの様々な社会的資源が有機的に連携できるよう、地域の介護サービス事業者、医療関係者、民生委員・児童委員その他の関係者とのネットワークの構築を図る。

(5) 地域ケア会議等の実施

地域ケア会議等への参加、開催、調整等

(6) 認知症地域支援業務

認知症等を含む高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域を目指した地域支援を行う。

(7) その他

- ① 生活支援体制整備に関すること
生活支援体制整備について、準基幹地域包括支援センターと密に連携し協同して取り組む。
- ② 介護予防の普及啓発
高齢者やその家族などに対して、介護予防に関する意識や知識の普及啓発を図る。
- ③ 介護支援ボランティア事業のコーディネート
地域の高齢者宅での「あんしんサポーター」のボランティア活動をコーディネートする。

3 地域包括支援センターの人員配置

センターには次に掲げる職員を配置する必要がある。

(1) 統括責任者

法人内においてセンターを統括する部門の従事者のうちから、委託業務の実施に関することを統括する責任者として、統括責任者を1人選任する。統括責任者はセンターで勤務する必要はなく、また、他の業務と兼務可能である。

(2) 基本職員

① 1つのセンターが担当する区域の第1号被保険者の数に応じて、別表1のとおり職員の配置が必要である。

② センターの担当区域の第1号被保険者が6千人を超える場合、その超える部分につきおおむね2千人ごとに、いずれかの職種の基本職員を1人増配置することが必要。

職員の増配置については、3か月毎に公表される姫路市の校区別年齢別人口から算出した担当区域の高齢者人口に応じ、市と開設法人で協議のうえ行い年度途中であっても増配置が必要となる場合がある。よって、以下の3名を配置予定

- ・保健師等1名（常勤専従）
- ・社会福祉士等1名（常勤専従）
- ・主任介護支援専門員1名（常勤専従）

(3) 認知症担当職員

認知症サポーターを養成する業務など、認知症地域支援体制の推進に従事する職員として認知症担当職員1名を配置します。必要な資格は、保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員、認知症高齢者の保健福祉に関する相談援助業務の経験が5年以上ある、介護福祉士又は臨床心理士のいずれかである。

(4) 指定介護予防支援従事者

① 基本職員、認知症担当職員が取り扱う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの件数は、1人あたりおおむね15件以内とし、基本職員等が担当できる数を超える部分については、指定介護予防支援従事者を配置して対応する。

② 1人の指定介護予防支援従事者が取り扱う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの件数は、70件を標準とし、100件を超えてはならないものとする。

※ 介護予防ケアマネジメント：事業対象者等に対する介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用するためのケアプランの作成やサービスの利用調整

※ 現在の大的地域包括支援センターの指定介護予防支援の件数は、別表1のとおりである。なお、指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの一部について、居宅介護支援事業所に委託することもできる。業務の一部を委託できる条件については、（注2）を参照して下さい。居宅介護支援事業所に一部委託を行う場合の委託費は、1件につき3,818円です（令和2年度現在の単価）。

大的地域包括支援センター（担当小学校：的形・大塩）

◆（注1）

- ① 保健師に準ずる者は、高齢者支援を含む地域ケア、地域保健等に関する経験を1年以上有する看護師（准看護師は除く）
- ② 社会福祉士に準ずる者は、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験

を有する者

◆（注2）ケアプランの作成を外注できる条件

- ① 要支援認定を受けている期間及び要介護認定を受けている期間の相互間で、連続したサービス提供が望まれる場合（例：がん末期等身体状況の変化が急激に起こることが予想される疾患を有する利用者）
- ② 初めて認定申請を行い、認定結果が要支援となるか要介護となるか不明である間にサービスの暫定利用をする場合
- ③ 家族に要介護者がおり、介護サービスを利用している場合等、家族全体で一貫したマネジメントが必要と考えられる場合
- ④ 本市の要支援被保険者が遠隔地においてサービスを利用する場合
- ⑤ 要介護認定申請など当初から居宅介護支援事業所が関与している場合や利用者が居宅介護支援事業所名を明示して、当該居宅介護支援事業所での介護予防支援を希望している場合
- ⑥ その他、保険者が認めたもの。

4 業務実施日及び時間

センターの業務は、姫路市役所本庁の開庁日及び開庁時間に行うものとしませんが、公共施設内に設置する場合の業務実施日は、その公共施設の会館日に準ずることとします。個々の業務の事情により受託法人が必要と認める場合にあっては、本庁の開庁日以外に業務を行うこと、開庁時間を超えて行うことも可能です。

休日夜間における相談対応については、原則的に転送電話とし、転送先はセンター基本職員への携帯電話あるいは、受託法人内で24時間対応を行っている事業所の電話とする。

これは、地域住民に対する、緊急時の相談対応ができる体制を整えるためであり、留守番電話のみの対応は認められていない。

5 運営経費

センターの運営経費は、原則として市からの委託料（基本職員・認知症担当職員の人件費相当額及び事務費相当額）と、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る介護報酬により賄われている。

6 令和3年度以降の地域包括支援センターの配置方針

(1) 大的地域包括支援センターを含め現状 23 か所の設置数がある。

(2) 公共施設への設置について

市の方針として、入居可能な公共施設があれば、できるだけ公共施設内での設置を進める方針とする。令和3年度より、大的地域包括支援センターを大的市民センター内に設置し、従前より公共施設内に設置している13か所と合わせ、令和3年度以降は公共施設内に設置するセンターは14か所となる。

(3) 次回は令和4年に見直し予定で、その後のセンターの見直しは、高齢者に対する継続的な支援の確保を考慮し、5年ごとを目途に行うことを基本としている。

7 担当区域等

- ・地域ブロック：灘

- ・担当区域：的形・大塩（小学校区）
- ・地域包括支援センター名：大的
- ・設置場所：大的市民センター
- ・開所日・開所時間：火曜日から土曜日（祝日及び休館日を除く。） 8：35～17：20

① 人件費

ア 職種毎の単価

- 保健師等 5,000,000 円、
- 社会福祉士等 5,000,000 円、
- 主任介護支援専門員等 5,000,000 円
- 認知症担当職員 4,700,000 円

イ 職員が姫路市内の地域包括支援センターにおいて勤務した年数に応じた加算

- 勤務年数5年以上9年未満 300,000 円、勤務年数9年以上 540,000 円

※ 人件費については、委託期間の各月月末において欠員が生じた時は、1月あたり欠員1名につき、当該職種の1か月分に相当する委託費を返還することとなる。

② 事務費 1,877,000 円

③ その他

認知症地域支援体制推進事業、介護ボランティア事業、介護予防普及啓発事業に係る委託費（実績払）

※ 別途、委託契約を締結する。

評 価

職員配置について

管理者の交代や主任介護支援専門員が1年間配置できなかった。2022年5月から1年配置できなかった主任介護支援専門員の入職があった。交代が続き配置が落ち着かない認知症担当者は、交代をしながらも配置はできた。令和4年6月から4名の配置が整い、さらなる信頼を地域から得たいと考えている。

地域連携（介護支援専門員・民生委員児童委員・地域住民・介護サービス事業所など）

地域の介護支援専門員らとの連携や民生委員・児童委員らとの顔が見える関係性など整い始めている。現在の管理者（社会福祉士）や保健師看護師の2人の粘り強い活動によって、地域からのよくやったなあと信頼を得ている言葉をいただき、よい関係性ができてきたと感じている。

コロナ禍にあり、介護予防活動など振るわない部分はあるが、フレイルチェックなど地域との連携を行政と調整をしながらすすめている。

総合相談

介護や福祉に関係する地域づくりは、生活対戦整備事業として社会福祉協議会と連携して進めていく予定にしている。地域からの支援困難者や介護保険では解決しない課題についての相談など多岐にわたる対応を行った。

その他、地域包括支援センターに課せられた事業の対応を適切におこなった。